

2025年1月8日

各位

<神奈川銀行でんさいサービス利用規約の一部改正のお知らせ>

神奈川銀行でんさいサービスの利用者区分のうち「債務者利用」を選択する場合の決済口座に普通預金を追加します。

本取扱いの開始に伴い「神奈川銀行でんさいサービス利用規約」を以下の通り改正しますので、お知らせ致します。

1. 改正日

➢ 2025年2月3日（月）

2. 神奈川銀行でんさいサービス利用規約の改正点

➢ 第7条（利用可能な預金科目）について、利用限定特約「無（債務者利用有）」の決済口座に普通預金を追加する。

2. 神奈川銀行でんさいサービス利用規約の新旧対照表

➢ 下線部分が改正箇所となります。

改正前	改正後
第7条（利用可能な預金科目） 利用者が利用申込書により指定した契約者名義の普通預金、当座預金（以下「ご利用口座」といいます。）を、決済口座として指定していただきます。 <u>ただし、利用申込書の利用特約が「無（債務者利用有）」の場合は、前項に関わらず決済口座を当座預金に限らせて頂きます。</u>	第7条（利用可能な預金科目） 利用者が利用申込書により指定した契約者名義の普通預金、当座預金（以下「ご利用口座」といいます。）を、決済口座として指定していただきます。

以上